

監査監第1315号

令和3年12月23日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 島崎 豊 様

さいたま市監査委員 大内 美幸

同 工藤 道弘

同 傳田 ひろみ

同 神坂 達成

定期監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

定期監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象部局等

水道局

業務部

水道総務課、経営企画課、水道財務課、管財課、営業課、給水装置課、給水工事課、北部水道営業所、南部水道営業所

給水部

水道計画課、北部水道建設課、南部水道建設課、維持管理課、工務課、配水課、水質管理課、配水管理事務所

(2) 対象事務

令和3年度（令和3年4月1日から令和3年6月末日まで）及び他の年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適切か。

(2) 支出事務

違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(3) 契約事務

契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

(4) 資産管理事務

ア 物品は正しく分類整理されているか。また、備品票などは正確に貼付されているか。

- イ 関係帳簿、書類等の記帳、各種証拠書類等の整理は適正に行われているか。
- ウ 公有財産の貸付（使用許可）手続は適正に行われているか。

(5) 事業運営事務

- ア 事業の運営は適正かつ合理的に行われているか。
- イ 債権の管理は適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

(2) 監査期間

令和3年8月5日（木）から令和3年12月23日（木）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 収入事務

行政財産の目的外使用許可（さいたま市水道総合センター）に係る施設光熱水費等負担金において、施設に係る損害保険料の算定を誤っていたので、適正な事務処理を行うべきである。

【水質管理課】

(2) 支出事務

パートタイム会計年度任用職員に対する賞与引当金において、引当金の要件を満たすにもかかわらず設定されていなかったため、地方公営企業法施行令第9条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【水道総務課】

(3) 契約事務

ア 文書廃棄業務（単価契約）委託において、仕様書中、業務の一部委任ができる規定を設けていないにもかかわらず、受託者以外が業務の一部を行っていたので、さいたま市水道局業務委託契約基準約款第5条第3項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【水道総務課】

イ 水道局営業系業務委託において、次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、適正な事務処理を行うべきである。

- ・さいたま市水道局契約事務規程第24条及び第35条に基づく予定価格を定めていなかった。
- ・さいたま市水道局業務委託執行事務取扱要綱第35条に基づく見積の執行をしていなかった。

【営業課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。

7 意見

(1) 契約事務について

さいたま市水道局事務分掌規程において、業務委託契約に係る契約事務は、管財課が担当することとなっているが、今回指摘した水道局営業系業務委託においては、公募型プロポーザル方式での実施となり、契約事務を円滑に執行する必要があることを考慮し、業務所管課である営業課が契約事務を行った。このため、組織における基本的な内部統制機能である確認体制が十分に機能せず事務処理ミスが発生した。

契約事務における事務処理ミスは事業の執行に影響を与え、契約相手方にも影響がすることから、管財課が契約事務を行わない場合でも、確認体制の強化を図り、実効性のある内部統制体制の構築に努められたい。